

# 第 6 回

天王町・昭和町・飯田川町

合併協議会会議録

開催日 : 平成15年11月14日

場 所 : 飯田川町役場 正庁

## 第6回 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

1. 日 時 平成15年11月14日(金)午後2時~3時
2. 場 所 飯田川町役場 正庁
3. 出席した委員等 会 長 石 川 光 男  
第1号委員 千 田 鐵太郎 小 玉 久 男  
第2号委員 後 藤 一 志 堀 井 克 見 千 田 正 英  
赤 平 末次郎 小 林 友 明 大 澤 一 義  
門 間 英 也 佐 藤 正 信 伊 藤 栄 悦  
第3号委員 佐々木 吉 男 鈴 木 久 米 雄 三 浦 トシ子  
館 岡 哲 南 都 武 男 淡 路 徹  
伊 藤 義 弘 鈴 木 政 亞 小 玉 喜 久 子
4. 欠席した委員 第4号委員 山 口 博 司
5. 出席した幹事等 副 幹 事 長 渡 邊 毅 間 杉 作 朗  
幹 事 高 橋 利 雄 大 越 宏 鈴 木 司  
門 間 鋼 悦 伊 藤 賢 志  
澄 利 行 千 種 肇  
教 育 長 保 坂 廣 治 郎 小 林 洋 菊 地 紘  
専 門 部 会 長 肥 田 野 耕 二 佐 々 木 博 信 宮 田 隆 悦  
事 務 局 幸 村 公 明 渡 辺 雅 人 菅 原 龍 太 郎  
村 山 久 尚 他 4 名
6. 協 議 案 件
- (1) 報 告
- ・報告第 8号 住民説明会の概要について
  - ・報告第 9号 新市の名称、新市の事務所の位置及び財産の取扱い等に関する小委員会の設置について
- (2) 協 議
- ・協議第 9号 継続協議 新市の名称について(名称の決定方法の確認)
  - ・協議第10号 継続協議 新市の事務所の位置について(合併時の事務所の位置の確認)
  - ・協議第11号 継続協議 財産の取扱いについて(財産及び債務の取扱い)
  - ・協議第15号 継続協議 議会議員の定数及び任期の取扱いについて  
(小委員会の設置について)
  - ・協議第16号 継続協議 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて  
(小委員会の設置について)
  - ・協議第21号 条例、規則等の取扱いについて
  - ・協議第22号 一部事務組合等の取扱いについて
  - ・協議第23号 町名、字名の取扱いについて
  - ・協議第24号 消防団の取扱いについて
  - ・協議第25号 指定金融機関、支払い等に関する業務の取扱いについて

### (3) 提 案(次回協議事項)

- ・協議第26号 使用料、手数料等の取扱いについて
- ・協議第27号 慣行の取扱いについて
- ・協議第28号 広報広聴関係事業の取扱い

#### 【協議の状況】

##### 司 会(事務局長 幸村)

大変お忙しい中、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。只今から、第6回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を開会致します。

それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきます。開会にあたりまして、会長であります石川天王町長から、挨拶を申し上げます。

##### 会 長(石川天王町長)

本日は、ご多忙中のところ委員はもちろん、傍聴者のみなさんも大変ご苦労様でした。現在県内においては、10の法定協議会、全国では443の法定協議会が設置され、合併協議が進められておりますが、やはり各論部分の新市の名称、事務所の位置、財産の取扱いといった基本項目はもちろん、その他の協定項目のところでもそれぞれの自治体の事情を抱えその調整に難儀をしている現状が伺い取れます。私共の天王町・昭和町・飯田川町合併協議会もまた、名称、事務所の位置、財産の取扱いといったところで硬直状態になっていますが、それぞれの町には延々と続いてきた歴史と個性があり、そこで暮らす住民の町に対する思いがあるのは、これもまた当然至極であると思っています。だからこそ、住民はこの歴史的変革期にあるこの合併協議を注視し、関心をもってその推移を見守っています。こうした住民の期待に応えつつ、互譲の精神をもって合併協議を進めていく事が我々に課せられた最大の責務であると思っています。住民に経過を説明しつつ、なんとかこの局面を打破し、期待に応えていく、そのための手だてとして前回の協議会では、小委員会の設置の運びとなったわけですが、私は会長として本協議会が円滑化する事などあってはならないし、また本協議会の透明性に最大の意を尽くす所存であります。本日の新聞報道でもありましたとおり、政府の地方制度調査会の最終答申には、平成17年3月の合併特例法期限後の合併推進策として県においては、人口1万人未満を目安に合併市町村の枠組み、構想を策定することや新法においては、財政支援措置を盛り込まないことなどを発表しております。地方分権の流れがより加速していくことは必至の状況であり、本協議会においてもそれぞれの町が本音のところ協議をしていくこと、そして意見の違う部分については、可能な限り折衷案を探りながら3町合併のあるべき姿を協議して参りたいと思います。私会長としては、今月の28日、第7回法定協において重要基本項目の3点について調整案を明示したいという気持ちでありますので、委員各位のご協力とご理解をよろしく申し上げましてあいさつを終わります。

##### 司 会(事務局長 幸村)

ここで、出席委員数の報告をさせていただきます。本日は20名の委員の皆様の出席を賜っておりまして、規約第10条第1項の規定により、本会議が成立した事をご報告致します。

なお、秋田地域振興局長の山口委員から、欠席する旨のご連絡がありました事をご報告致します。

続いて、お手元の資料の確認をお願い致します。この度の協議会通知のときにお配りしてある資料は、表紙が白の第6回協議会資料であります。黄緑色の表紙は第7回協議会資料であります。また、前回の協議会でお配りした、表紙が黄色の第5回協議会資料と、表紙がピンクの第6回協議会資料を持ってきて頂いていると存じますが、本日は、この4冊でご協議して頂きます。協議会資料については事務局に、控えがございますので、資料の足りない方は、お申し出頂きたいと存じます。よろしくお願い致します。

また、委員の皆様をお願いでございますが、会議における発言につきましては、会議録を作成する為に録音しております。発言の際は、必ずお手元のマイクを使って頂くようお願い申し上げます。それでは、会長から会議の進行をお願い致します。

### **会 長(石川天王町長)**

それでは、本日の会議を開きます。はじめに、会議録署名委員の指名ですけれども、本日の会議録署名委員は、会議運営規程に基づき、昭和町の南都委員と昭和町の淡路委員を指名致しますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、報告を行います。報告第8号と報告第9号を一括して議題と致したいと思っております。事務局から説明をお願いします。

### **説明者(事務局長 幸村)**

それでは、白い表紙の第6回協議会資料の1ページをお開き下さい。報告第8号住民説明会の概要についてでございます。2ページは、説明会の開催日、会場、参加者数を一覧表にしてあります。3ページからは、住民説明会における意見や質問と、それに対する回答などを項目毎に区分けした、質疑応答一覧表を添付しております。次に、10ページであります。報告第9号 新市の名称、新市の事務所の位置及び財産の取扱い等に関する小委員会設置要領を添付しております。

この要領に一部訂正があります。お手数をお掛け致しますが、11ページ第1条の4行目であります、「同条第2項の規定に基づき」という文言がありますが、削除して下さるようお願い致します。

以上で報告を終わります。

### **会 長(石川天王町長)**

説明、報告が終わりましたので、直ちに協議に入ります。

協議第9号 継続協議となっております新市の名称について、協議第10号 新市の事務所の位置について、協議第11号財産の取扱いについては、継続協議となっております。事務局の説明も前と変わっておりませんので、前回と同様一括上程致します。事務局から朗読をお願いします。

### **説明者(事務局長 幸村)**

同じく白い表紙の綴りですが、13ページをお願い致します。協議第9号継続協議、新市の名称につい

て、名称の決定方法の確認であります。それから14ページであります。協議第10号継続協議、新市の事務所の位置について、合併時の事務所の位置の確認であります。15ページとなります。協議第11号継続協議、財産の取扱いについて、財産及び債務の取扱いについてであります。以上となっております。

#### **会 長(石川天王町長)**

この3点につきましては、先程の挨拶でも申し上げましたが、小委員会を設置するというので、小委員会を開催しておりますので、その小委員会の委員長からご報告をお願いします。

#### **小委員会委員長(天王町 後藤委員)**

それでは、第1回新市の名称、新市の事務所の位置及び、財産の取扱い等に関する小委員会の会議内容を説明します。第1回新市の名称、新市の事務所の位置及び、財産の取扱い等に関する小委員会は、平成15年11月6日木曜日午後3時30分から飯田川町役場において開催されました。出席委員は前回の協議会で決定致しました3町の長及び議長の6名であります。はじめに、小委員会の設置要領について審議し、委員全員が了承致しました。次に、この要領の第4条の規定に基づいて委員長、副委員長の選出を行っておりますが、選出にあたっては、各町長が法定協議会の正副会長であることから、各議長がこの会の委員長、副委員長なるべきだという結論から不肖私天王町議会議長が小委員長に、昭和町議会議長、飯田川町議会議長の両名から副委員長になって頂きました。この案件につきましては、1つ目として新市の名称、2つ目として新市の事務所の位置、3つ目として財産の取扱いの3点について協議致しましたが、結果として継続審議となりました。次回の小委員会は、11月24日月曜日午前9時から昭和町役場において開催することとしまして散会しました。以上であります。

#### **会 長(石川天王町長)**

ありがとうございました。只今、後藤委員長から小委員会について説明されました。この小委員会は、継続協議となっている基本項目の3項目について、調整案の土台となるものを話し合い、協議会に諮るものであります。小委員会においても引き続き協議するというのでしたので、今回の合併協議会でも基本項目の3項目については継続協議と致したいと思いますが、それではよろしいですか。

〔異議なしの声〕

#### **会 長(石川天王町長)**

それでは、協議第9号、10号、11号については継続協議と決定致しました。

次に、継続協議になっております、協議第15号議会議員の定数及び任期の取扱いについて、協議第16号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、これも同様に一括上程にしたいと思っておりますので、よろしいですか。

〔異議なしの声〕

#### **会 長(石川天王町長)**

それでは、この2号についても一括上程したいと思いますので、事務局から朗読をお願い致します。

#### **説明者(事務局長 幸村)**

そうすれば、資料の16ページをお願い致します。協議第15号継続協議、議会議員の定数及び任期の取扱い

について、小委員会の設置についてであります。それから次のページであります、協議第16号継続協議、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、小委員会の設置についてであります。以上となっております。

**会 長(石川天王町長)**

これについて前回の協議会では、小委員会を設置する意見や、設置しないで協議会で協議調整して行こうとするなど、色々な意見が出されておりました。結局は各自が持ち帰りまして、検討するということでしたので、今日はその検討した結果について3町の議会の方からご報告をしたいと思っております。

まず、最初に飯田川町の委員長さんから報告をお願いします。

**佐藤委員(飯田川町)**

飯田川の佐藤でございます。只今の件については、飯田川の場合は全員で協議をするということを確認致しております。よろしく申し上げます。

**会 長(石川天王町長)**

全員ということは、この協議会ということですか。はい、分かりました。

**佐藤委員(飯田川町)**

はい、そのとおりです。

**会 長(石川天王町長)**

それでは昭和町の赤平議長さんから。

**赤平委員(昭和町)**

昭和の赤平です。昭和町と致しましても、全員この協議会で協議した方がいいのではないかと、そういう結論に達しております。

**会 長(石川天王町長)**

では、天王町の後藤議長さんからお願い致します。

**後藤委員(天王町)**

私方も、この協議会で決めると。要するに、小委員会をつくる必要が無いのではないかとということでございます。

**会 長(石川天王町長)**

それぞれ3町の議会の方から、3町共に議会の定数・任期についてはこの協議会で行うべきというご意見が出ましたので、そのようにしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

**会 長(石川天王町長)**

それではそのように致します。それで、農業委員会の方についても、私の考えとしては議会と同じくこの協議会で行った方がいいと思っておりますが、それでいかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

**会 長(石川天王町長)**

それでは、15号議会議員の定数及び任期の取扱いと、16号の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、両号ともこの協議会で協議するという事に決まりましたので、これも継続協議と致したいと思います。

続いて、協議第21号 条例、規則等の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願い致します。

#### **説明者（事務局長補佐 菅原）**

それでは資料の件でございますが、ピンク色の方で説明したいと思いますのでお願い致します。

1ページをお願い致します。協議第21号 条例、規則等の取扱いについて、条例、規則等の取り扱いについて次のとおり提案する。条例、規則等に制定にあたっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。1、合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行される必要のあるもの。2、合併後、一定の地域に暫定的に施行される必要があるもの。3、合併後、逐次制定し、施行させることとするものという調整内容でございます。それでは2ページをお願い致します。新設合併の場合、合併関係市町村は消滅致しますので、その条例・規則等は失効します。合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容を反映させて、統一化・一本化を図らなければならない訳でございますが、市民の住民生活、事務事業の支障がないように、新市誕生までには作成されるものでございます。それでは、2ページ以降が、各3町の例規集に搭載されている現況でございます。3町同一の条例・規則等を横並びに致しますと695件あった訳でございますが、それらをここでは条例の施行の方法によって区分しております。2ページの即時施行の必要があるもので、合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行させる条例・規則等であります。これらは行政運営上、一時の空白の期間も生じないよう措置しなければならないものでありまして、大部分がこれに当てはまるものではないかと考えられます。これは合併後最初の議会に報告するものであります。

それでは3ページです。3ページの暫定施行する条例であります。新市の条例・規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、旧町条例を引き続き施行させるもので、市長職務執行者が告示により施行させるものでございます。これらは合併時には各町間の制度上の格差が大きいものや、急激な変化等を避ける為に、合併後やむなくある一定期間の間は、段階的に均衡が図られるように調整していくというものがここに分類されるものでございます。一般的に想定されますのは、ある地域のみの特例措置や、一定期間統一しない使用料等がここに分類されてくるものであります。

次は4ページであります。4ページの逐次施行する条例であります。新市で逐次制定し施行させる条例・規則等であります。こちらにつきましては、市長の政策的な考え方を反映させようとするものや、議会のもろもろの規定など、議会において定められるべきものなどが考えられる所でございます。説明は以上であります。

#### **会 長（石川天王町長）**

協議第21号について、事務方の説明がありましたが、これについてご意見ご質問等がありましたらお願いします。

〔異議なしの声〕

#### **会 長（石川天王町長）**

なしとの声がありますがいいですか。

〔異議なしの声〕

## 会 長(石川天王町長)

それでは、協議第21号については、原案のとおり決定致しました。今日の確認月日をご記入下さい。

次に、協議第22号、一部事務組合等の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願い致します。

## 説明者(事務局長補佐 菅原)

それでは5ページをお願い致します。協議第22号一部事務組合の取扱いについて、一部事務組合の取扱いについて次のとおり提案する。(1)3町で構成している湖南地区衛生処理組合及び2町で構成している昭和町飯田川町羽城中学校組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐものとする。(2)3町の一部が加入している男鹿地区消防一部事務組合、男鹿地区衛生処理一部事務組合、湖東地区行政一部事務組合及び井川町・飯田川町共有財産管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。(3)3町が加入している秋田県市町村会館管理組合及び秋田県市町村総合事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。(4)公平委員会事務については、合併の日の前日を持って委託に関する規約を廃し、新市において現行の内容により締結する。(5)天王グリーンランド株式会社及び昭和町総合開発株式会社に対する出資に関する権利は、新市に引き継ぎ、管理及び運営は現行のとおりとするという調整内容でございます。6ページをお願い致します。6ページが総括でございます。それでは7ページから詳しく説明したいと思います。3町で構成している湖南地区衛生処理組合、2町で構成している昭和町飯田川町羽城中学校組合の公有財産の状況、基金、地方債、債務負担行為の状況、職員の状況について記載しております。続きまして8ページをお願い致します。3町の一部が加入している男鹿地区消防、男鹿地区衛生処理組合、湖東地区行政一部事務組合、井川町・飯田川町共有財産管理組合の構成町村と共同処理する業務内容について記載しております。中でも、火葬場の設置及び維持管理並びに運営に関する事務の枠組みにつきましては、新市において速やかに枠組みを検討して頂くということになりますが、現在昭和町、飯田川町の住民の火葬費用は無料でございますので、天王町分の住民負担につきましても補助金の交付等を行いまして、市民の負担の公平性を図ってまいるように現在専門部会等で検討中でございます。9ページをお願い致します。3町が加入している一部事務組合、秋田県市町村会館の管理組合、秋田県市町村総合事務組合の処理事務の内容を記載しております。それでは10ページをお願い致します。秋田県に事務委任しております、公平委員会に係る事務の委託内容について記載しております。記載内容は以上でございますが、11ページをお願い致します。第三セクターでございますが、第三セクターとは地方公共団体と民間団体が共同で出資しました商法法人でございます。地域振興の観点から地方公共団体が資本参加する必要があると認められる事業でございます。天王グリーンランド株式会社と昭和町総合開発株式会社の資本金と出資金について及び、その事業内容について記載しております。以上でございます。

## 会 長(石川天王町長)



協議第22号について説明が終わりました。このことについてご意見ご質問等ありましたらお願いします。

〔異議なしの声〕

### 会 長(石川天王町長)

なしという声がありますので、協議第22号については原案のとおり決定致しました。今日の確認月日をお願い致します。

続きまして、協議第23号町名・字名の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

### 説明者(事務局長補佐 菅原)

それでは12ページをお願い致します。協議第23号町名、字名の取扱いについて、町名、字名の取扱いについて次のとおり提案する。字の名称及び区域は原則として従前のとおりとし、大字名については合併前において現町で調整するという調整内容でございます。それでは13ページをお願いします。13ページに、各町の大字の名称を記載しております。3町におきまして同じ大字名は、このようにありませんでした。小字名につきましては15ページを見て頂きたいのですが、14程の同一の小字名がございました。それで、町名、字名の取扱いについてでございますが、町、字の区域及び名称は住民感情を損なわず、また合併時の混乱を避けるため、現状維持を基本とするということでございます。新市名に続く町及び大字、小字名の名称の取扱いについては14ページを見て頂きたいのですが、次のとおり具体案を元に各町において調整して頂くというものでございます。想定される具体的なパターンについて説明致します。1.それぞれ新たに町名と同一の町の区域を設定。大字名の前に天王町・昭和町・飯田川町をつけるということで、地方自治法第260条の名称変更の手続きが必要となります。例は前に説明しましたので省略致します。2.それぞれ新たに町名の住居表示上の「町」を削り区域を設定するものでございます。大字の前に天王・昭和・飯田川をつける。これは第260条の名称の手続きが必要となります。3.3町とも現行どおりと致します。現市町村の名称はなくなりますが、地方自治法260条に手続きが不要で簡便であり、住民の混乱を招くおそれが少ないということで、例は、秋田県 市天王字上江川47番地100と、こういうふうになるということでもあります。以上であります。

### 会 長(石川天王町長)

協議第23号の説明が終わりましたけれども、菅原君、この自治法260条の手続きが必要、不必要というカッコ書きがありますが、この手続きの具体的なことを委員の皆さんに説明して下さい。

### 説明者(事務局長補佐 菅原)

14ページをお願い致します。地方自治法第260条の具体的な内容でございますが、これはこの協議会において新しい市の名前が決定後、どのように決定されるかということを追って説明したいと思っております。新しい市の名前が決定後、各町で2ヶ月以内位に決定して頂きたいという原案でございます。それで合併協議会に報告して頂きたいという順序で考えております。各町で大字名をどのように議論して頂くということになると思いますが、議員の全員協議会等で議論して頂くことになると思っております。これらについては法定の手続きは必要ありません。各町の字名を担当している部分で資料を作成し、全員協議会で議論、決定してこの協議会にご報告して頂くという形になると思っております。それで今、会長さんがおっしゃいました具体的な手続きでございますが、2

60条は新市町村で行うべきでありますけれども、合併の日と同時に町又は字の区域を新たに画し、もしくはこれを廃止し、又は町もしくは字の区域の名称を変更するためには、合併の日には市長職務執行者が合併協議会の協議結果をふまえ、各町で調整された内容で専決処分をして頂くということになります。それで、同日付で知事に届出を致しまして、同日付でまた知事の告示を行う必要がございます。この場合、新市町村の最初の議会で専決処分の承認を求めるということになります。以上でございます。

**会 長(石川天王町長)**

分かりました。このことについて、ご意見ご質問等ございましたらよろしく申し上げます。

〔異議なしの声〕

**会 長(石川天王町長)**

調整案のとおり、このことについては3町でそれぞれ決定するというので、原案のとおりでよろしいですか。

〔異議なしの声〕

**会 長(石川天王町長)**

それでは、協議第23号については、原案のとおり決定致しました。確認月日をご記入下さい。

続いて協議第24号消防団の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

**説明者(事務局長補佐 菅原)**

それでは23ページをお願い致します。協議第24号消防団の取扱いについて、消防団の取扱いについて、次のとおり提案する。消防団は、合併時に統合する。なお、当面現町消防団を支団とするが、新市において消防行政に関する審議を行う組織を設置し、消防団の組織体制について検討するものとするという調整内容でございます。24ページをお願い致します。各町の現町における消防団の組織、活動内容、消防車両等を記載しております。3町の合計の消防団の定員は、508人に対し現員は469人で、充足率は92.3%となっております。次に25ページをご覧下さい。具体的調整内容と致しましては、合併時現在の3町の消防団を、新市において支団と呼ぶことと致します。新市では団長1名、副団長2名、支団に1名ずつ3支団で合計3名、副支団長に1名ずつ3支団で合計3名を置き、新たな役職である支団長、副支団長は、副団長格と致します。又、支団の元に当面分団を置き、基本的組織を現行どおりと致します。火災や災害対応など消防団の活動内容や、ポンプ置場等の施設、小型動力ポンプ等の設備等も現行のまま新市に引き継ぎ致します。新市において定める消防団の定数、組織、活動内容などにつきましては、新市において新たに組織致します防災会議で検討し、合併後2年程度をめどに条例制定や地域防災計画の策定を行います。以上でございます。

**会 長(石川天王町長)**

協議第24号の説明が終わりましたが、事務方に少し聞きたいのですが、このことについては現町3町の消防団のご意見というものを聞いていますか。協議会とか分科会で。天王町の消防団、昭和町の消防団、飯田川町の消防団の現場の声を聞いていますか。

**専門部会長(宮田住民部会長)**

昭和町の宮田でございます。一応、各団長、副団長さんの方には事前に相談致しまして、了解は得ております。

## 会 長(石川天王町長)

分かりました。では一応この調整案については、事務方の方で3町の団長、副団長のご意見を聞いて了承を得ているということですが、そのことは抜きにして、このことについて委員の皆様からご意見ご質問がありましたらお願いします。

〔異議なしの声〕

## 会 長(石川天王町長)

それでは、協議第24号については、原案のとおり決定致しました。確認月日をお願い致します。

続きまして協議第25号指定金融機関、支払い等に関する業務の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

## 説明者(事務局長補佐 菅原)

それでは28ページをお願い致します。協議第25号指定金融機関、支払い等に関する業務の取扱いについて。指定金融機関、支払い等に関する業務の取扱いについて、次のとおり提案する。新市の指定金融機関は、株式会社秋田銀行とする。収納代理金融機関については、住民の利便性を考慮し、銀行、農協、信用金庫及び郵便局を指定するという調整内容でございます。29ページをご覧くださいと思います。各町の現況における指定金融機関は、表に記載されておりますように2町において秋田銀行になっております。飯田川町は指定しておりません。新市発足後も地方銀行として全国的に優良企業であります秋田銀行を指定金融機関として、このことにより安心が出来るのではないかと考えてございます。収納代理金融機関、収納事務取扱金融機関としては、現在各町でこのように指定しております。新市における収納代理金融機関は住民の利便性を考慮し、現在指定している銀行、農協、信用金庫、郵便局及び公金自動払込みによる収納事務を取り扱っております郵便局も指定していくという内容でございます。以上でございます。

## 会 長(石川天王町長)

協議第25号について説明が終わりました。このことについてご意見ご質問等がありましたらお願いします。

〔異議なしの声〕

## 会 長(石川天王町長)

なしの声がありましたので、協議第25号については原案のとおり決定致しました。今日の確認月日をお願いします。

次に、次回の協議会、提案事項であります。協議第26号使用料、手数料等の取扱いについて、協議第27号慣行の取扱いについて、並びに協議第28号広報広聴の関係事業の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

その前に暫時10分間、2時50分まで休憩致します。

## 暫時休憩(14:38)

## 会議再開(14:50)

## 会 長(石川天王町長)

会議を再開致します。次回の協議会提案事項であります、26号の使用料、手数料等の取扱いについて、27号の慣行の取扱いについて、28号の広報広聴の関係事業の取扱いについて事務局から説明をさせます。

### 説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは黄緑色の表紙で説明したいと思っておりますのでよろしくお願い致します。それでは1ページをお願い致します。協議第26号使用料、手数料等の取扱いについて（使用料等の取扱い）。使用料等の取扱いについて、次のとおり提案する。1.施設の使用料等については、施設の内容及び建設年度が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設等の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。2.行政財産及び普通財産使用料については、合併時に統一するという調整内容でございます。それでは2ページお願い致します。この使用料の関係について、各施設の使用料につきましては、基本的に現行のとおりとするということでございます。これは施設の建設の目的、施設の建設の年次、施設の面積等々、様々な要因がございます。ただし、同一又は類似する施設等の使用料、例えば体育館、テニスコートなどにつきましては、合併時までにはそれらの目的等々が同一のものについては調整を行い、統一に努めるということでございます。現在、社会体育関係の専門部会関係で調整案を策定中でございますので、策定ができ次第これらの統一を行って皆様の協議会にお示ししていきたいと考えております。続きまして4ページをお願い致します。行政財産、普通財産を貸付ける場合の使用料についてであります。公有財産台帳価額いわゆる固定資産の評価額でございますが、これを貸付ける場合、土地は公有財産台帳価額の2.5%、建物につきましては4%に相当する分の使用料で統一するという内容でございます。5ページにいききたいと思います。各種使用料の内、保育料、幼稚園使用料につきましては保育事業で、町営住宅の使用料、道路占用料につきましては建設関係事業。上下水道使用料、農業集落排水使用料につきましては、上下水道事業の取扱いの項目の際に詳しく提案していきたいと考えております。そういうことで、今回は一般的な使用料についての提案でございます。

6ページをお願い致します。協議第27号慣行の取扱いについて。慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。1.市章については、新市において定める。2.市の木、花、鳥、魚について、新市において制定を検討する。3.市歌、市民憲章及び各種宣言については、新市において制定を検討する。4.表章簿度については、新市において定める。ただし、名誉町民、町特別功労者、町功労者は、新市に引き継ぐものとするという調整内容でございます。7ページをお願い致します。新市の市章については、新市において定めるということでございます。新市の名称が決定し、新市の建設計画が作成され、合併調印が成立してから、新市の市章について募集をしていきたいと考えております。新市が発足して速やかに定めるということでございます。また、市の木、花、鳥、魚、市歌、市民憲章、各種宣言については、新市において制定を検討するということでございます。7ページに現在の3町の、それぞれ町章から宣言等までを記載してございます。これらは今後合併して、新市において基本構想が策定されます。それらと非常に密接な関係がございますので、これらについては合併後の新市において制定を検討するという基本方針でございます。9ページをお願い致します。9ページで、2ヶ所程数字が抜けている所があります。すみませんが書き入れて頂きたいと思っております。昭和町が一番下の町功労者が、280名（現存

者248名)でございます。記入をお願い致します。また、表章制度につきましても新市において新たに定めませんが、名誉町民、町特別功労者、町功労者は新市に引き継ぐという内容でございます。各町において功労者の数に差異がございますが、各町の表章規定に差があるためでございます。慣行の説明は以上であります。

10ページをお願い致します。協議第28号広報広聴関係事業の取扱いについて。広報広聴関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。1.新市において広報紙を毎月1日と15日に発行する。2.新市において、ホームページを開設する。3.新市において、市勢要覧を発行する。4.新市において、行政懇談会を設けるなど、住民の行政に対する意見・要望等の広聴に十分配慮するという調整内容でございます。11ページをお願い致します。現在の3町それぞれの広報紙の発行状況、ホームページの開設状況、町勢要覧の発行状況を記載しております。広報紙は月2回発行し、市民に対する情報提供を充実させるということでございます。ホームページにつきましては、合併後速やかに開設するものでございます。12ページをお願いします。ここでは行政懇談会、町政モニター、町長面会日の現況について記載しております。右の方にはそれぞれに関する事項の、具体的な調整の内容を記載しております。市政モニターと市長面会日につきましては、新市長の判断を必要とするため、新市において調整するという調整内容になっております。以上でございます。

#### **会 長(石川天王町長)**

以上で、今回の提案の説明は終わりました。次回協議して頂くこととなりますので、次回まで検討して来てくださるようお願い致します。

次に、次回開催日についてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

#### **説明者(事務局長 幸村)**

最後になりますが、表紙が白色の第6回協議会資料の23ページをお願い致します。次回、開催日についてありますが第7回合併協議会の開催日については、11月28日金曜日午後2時より昭和町農村環境改善センターにおいて合併協議会を開催し、ご協議をお願いしてまいりますので、ご協力していただきますようお願い致します。説明は以上でございます。

#### **会 長(石川天王町長)**

予定された次第は終わりました。これをもちまして本日は終了したいと思います。以上をもちまして第6回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を閉会致します。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。